

○大府市認知症高齢者見守り検索支援サービス事業補助金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）の居場所を早期に発見できるシステムを活用して、地域の中で認知症高齢者等を日常的に見守るとともに、認知症高齢者等が行方不明になったときにその居場所を家族等に伝えることで、認知症高齢者等及び家族が地域の中で安心して暮らすことができる環境を整備するため、予算の範囲内で交付する大府市認知症高齢者見守り検索支援サービス事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見守り・検索支援機器 GPS（全地球測位システム）を活用した位置情報探索端末機であって、人の見守り又は検索支援を目的とするものをいう。ただし、一般的な電話機能及びウェブサイトの閲覧機能を有する携帯電話及び携帯情報端末並びに物品のみを対象とした位置情報追跡機器を除く。
- (2) 見守り・検索支援サービス 見守り・検索支援機器を活用して位置情報を検索する仕組みをいう。
- (3) 高齢者 大府市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、当該年度末時点の満年齢が65歳以上であるものをいう。
- (4) 認知症高齢者等 大府市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護若しくは要支援の認定を受けた者又はこれらに相当すると判断される者
 - イ 行方不明になるおそれのある認知症の高齢者又は若年性認知症と診断された者
- (5) 家族等 認知症高齢者等の親族、成年後見人その他市長が必要と認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、認知症高齢者等を在宅（入院及び施設入所している者を除く。）で介護している大府市の住民基本台帳に記録されている家族等で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、大府市の住民基本台帳に記録されていない家族等で、次の各号のいずれにも該当する者を対象とすることができる。

- (1) 市長が認める見守り・検索支援サービスについて、当該サービスを提供する事業者（以下単に「事業者」という。）と契約を締結していること。
- (2) 自己又は他の家族等が、見守り・検索支援サービスによる見守り・検索の対象となる認知症高齢者等（以下「利用対象者」という。）に係る補助金の交付を受けたことがないこと。

(3) 補助金の審査や、当該利用対象者への援助を行うために大府市が行う次の事項について承諾すること。

ア 申請された情報を大府市高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）、民生児童委員等の関係機関と共有し連絡調整すること。

イ 大府市や大府市高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）の職員が家庭訪問及び電話で支援の状況を確認すること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業者が提供する見守り・搜索支援サービスの導入に伴う次に掲げる初期費用（以下「初期費用」という。）とする。ただし、認知症高齢者等1人につき見守り・搜索支援機器1台分を限度とし、機器の破損、紛失等による再購入に係る初期費用は対象としないものとする。

- (1) 見守り・搜索支援サービス加入料金
- (2) 見守り・搜索支援機器本体の購入費用
- (3) 充電に必要となる基本的付属品の購入費用

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、20,000円を限度とする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見守り・搜索支援サービスの申込書等の写し
- (2) 見守り・搜索支援サービスの代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、見守り・搜索支援サービスの契約日から起算して6か月を経過する日又は当該契約日の属する年度の3月31日とする。ただし、特別の事情があると市長が特に認めたときは、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したとき、及び当該決定に条件を付したときは、大府市認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに大府市認知症高齢者見守り・搜索支援サービス事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものと

する。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた補助金の交付の申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。